

# 手話言語とは？ 法制化への歩み

**明治11年 京都盲啞院設立**

**明治13年 樂善会訓盲院設立**

**(明治17年 訓盲啞院)**

**ろう学校の建設によりろう集団  
が生まれ**

**手話(手勢・手真似)が生まれる**



東：手にて山の形を作り其処より**日の出昇る**を型どり  
以て**方角**を知らしむ

西：先ず山の形を**作り日山頂より没する**に型どりその  
**方角**を知らしむ

赤：(前略)**唇を以て赤の符号**とするも可なり

夜：山に日の入るに型どり**手にて両眼を覆ひ空を探  
る**

暑：太陽の形をなし頭を押へ**団扇をあおぎ汗を拭ふ**

# 手話(手勢・手まね)から口話法へ

昭和8年 鳩山文部大臣訓示

日本中のろう学校で純粹口話法



**手話の禁止**

ろう者のコミュニケーションは

暗黒時代に

# ろう運動の始まりと社会参加

昭和22年 伊香保温泉に集結

昭和40年 ふたつの歴史的事件

京都 授業拒否事件(3・3声明)

東京 蛇の目寿司事件

手話通訳の制度化＝養成・派遣・設置・  
認定

# ろう運動の始まりと社会参加

昭和22年 伊香保温泉に集結

昭和40年 ふたつの歴史的事件

京都 授業拒否事件(3・3声明)

東京 蛇の目寿司事件

手話通訳の制度化へ

# 手話通訳制度化への道

- ・昔の手話通訳は？

- ・制度化の四本柱

**養成 派遣 設置 認定**

- ・1985年代 アイラブパンフ  
120万部の成果

# Iアイ LOVEラブ コミュニケーション

手話通訳制度化のために



# 手話の市民権と当事者主体の考え

1980年代(昭和55年代)

道交法、民法11条改正

国連障害者の10年

手話ブーム

→手話が市民権を獲得

**2006年(平成18年)12月**  
**「国連障害者権利条約」**

**手話が「言語」として定義される**  
**「合理的配慮」の考え**

# 自立支援法から制度改革へ

○2010年の政権交代による障害者自立支援法の改革

○国連障害者権利条約に基づいた障がい者制度へ

○コミュニケーション保障は全ての障害者にとって必要

○手話を身につける保障

**→新しい法律を作ろう！**

# 手話言語法の根拠

国連 **障害者権利条約**（平成18年採決）

**条約第2条に「手話は言語」と明記**

障害者権利条約批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2014年2月に発効

**障害者基本法**（平成23年改正）

「全ての障害者は可能な限り、**言語（手話を含む）**その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている

# 手話を『言語』と法で定めている国

## 憲法で認定

オーストリア、フィンランド、ポルトガル、ウガンダ、ベネズエラ等

## 手話言語法を制定

ハンガリー、チェコ、スロバキア、スペイン、ニュージーランド、キプロス、韓国等

## その他の法律で認定

フランス、ドイツ、ルーマニア、スウェーデン、リトアニア、**日本**

# 手話言語法制定推進の流れ

2010年 手話言語法制定推進事業開始  
国内調査、海外調査

2012年 手話言語法案・意見書発表

手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る

2013年 手話言語法推進運動本部発足  
条例制定、意見書採択請願、教材づくり



手話で  
GO!

～手話言語法制定に向けて～

<http://www.jfd.or.jp/sgb>

手話言語法制定に向けて

**CASE4** テレビの臨時放送に手話通訳がつかないの？

**CASE3** 手話に関する情報を教えてもらえないの？

**CASE2** 役所は手話通訳者の派遣を断るかもしれないの？

**CASE1** ろう児に対して、手話を使って教育をしていないの？

手話言語法は何をめざす法律ですか？

手話とは何ですか？

# 法案の内容—手話を獲得する

- ・手話について知る権利

耳鼻科等では手話についての情報を提供してくれない

手話言語法ができると病院は手話についての説明をしなければならない

→ろう児への手話を獲得する権利を保障



# 法案の内容—手話を学ぶ

- ・手話を学ぶ権利

ろう学校や普通校では「手話を学ぶ」教科がない

手話言語法ができると

教科として「手話」が制定

→ろう児が自分の言語を学ぶことができるようになり、広く国民も手話を学習

# 手話を学ぶ、手話で学ぶ

手話を教えてくれない

手話で教えてくれる！



# 法案の内容—手話で学ぶ

## ・手話で学ぶ権利

全てのろう学校で手話による授業をしている訳ではない

手話言語法ができると

すべてのろう学校で手話による授業が  
→ろう児が自分の言語により学ぶことができるようになる

# 法案の内容—手話を使う

## ・手話通訳の保障

要綱により手話通訳を派遣してもらえないことがあり、派遣先で断られることも

テレビ等に手話通訳が見つからないことが多い

手話言語法ができると

当然の権利としての手話通訳保障

→幅広い場面での手話通訳が可能に

# 手話を使う(手話通訳を使う)その1

## 手話通訳はNG!

## 手話通訳OK!



# 手話を使う(手話通訳を使う)その2

ニュースがわからん！

ニュースがわかる！



# 法案の内容—手話を守る

## ・手話の普及と発展

公的機関による手話の普及啓発、研究整備などはほとんど行われていない

手話言語法ができると

手話の普及啓発と研究整備が進む

→恒久的に手話が守られ、発展していく

# 手話言語法 実現に向けて

○鳥取県での手話言語条例制定を皮切りに  
多くの地方自治体で条例制定

○全国の自治体から意見書提出運動

東京でも「手話言語法行動月間」で運  
動推進＝離島では難航するも100%  
達成

**2016年3月3日**

**栃木県芳賀町で**

**「手話言語法の制定  
を求める意見書」採決**

**全国100%達成！**

なのに…

手話言語法はなかなか  
制定されず…

ネックは  
「文科省と人工内耳」

# 名より実を取る方向に舵取り

○推進中心的議員より「言語」を外すなら  
制定が進むとのアドバイス

○「手話施策推進法」案を内部公開、  
その後の越智と久松全日事務局長のやり  
とり

**2025年6月**  
**「手話施策推進法」**  
**として制定施行**

# 手話施策推進法の特徴①

一言で述べるなら

**「手話言語法案から『言語』を省いた法」**

# 手話施策推進法の特徴②

前文「手話を使用する者にとって生活を営む上で言語その他の意思疎通の手段」

ここだけ「言語」とある。

障害者基本法の「言語（手話を含む）」という理念が反映

# 手話施策推進法の特徴③

## 前文

「手話の習得及び使用に関する施策」

「手話文化の保存・継承・発展」

「手話に関する施策を総合的に推進」

手話言語法案にある五本柱の内容が  
明記

# 手話施策推進法の特徴④

全18条で構成

正式な法律名は

「手話に関する施策の推進に関する法律」

# 手話施策推進法の特徴⑤

## 第五条

「政府は、手話に関する施策を実施するための必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない」

どこまで予算化できるかはこれからの交渉・活動次第

# 手話施策推進法の特徴⑥

## 第十四条

**「手話の日」を9月23日に制定**

国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする

**東京都でも毎年開催することを決定**

**(令和7年度予算増)**

# 手話施策推進法の特徴⑦

## 付則

「施行後おおむね五年を目処として必要があると認められるときは措置を講ずる」

石橋全日理事長「五年後には是非『言語』を入れたい」と報告会で発言

# 東京都手話言語条例 の制定とその内容

# 全国の条例推進状況

## 手話言語条例の成立

**2013年10月8日 鳥取県**

**都道府県レベル＝現在41都道府県**

**2013年12月16日 北海道石狩市**

**区市町村レベル＝574区市町村**

**合計 619地域(2026. 2. 3)**

# 都内区市の手話言語条例状況

2025年12月現在

- ①独立した手話言語条例・・・10地域
- ②ハイブリッド(手話言語＋情報コミュニケーション)条例・・・17地域
- ③情報コミュニケーション条例・・・5地域

※4地域は①③両方制定のため全28地域

◎手話言語と情報コミュニケーションを一緒にすると「言語としての手話」のイメージが薄れ、「コミュニケーションとしての手話」というイメージになるので注意が必要

# 都と区市の条例の区分け

## 東京都の条例

- 言語としての手話の定義と理念
- ろう教育や医療など大きな柱

## 区市町村の条例

- 地域に密接した手話の普及などの施策
- いずれにしても具体的な施策に結びつくような内容が大事

# 東京の差別解消条例と手話言語条例

東京は制度が進んでいるので、手話言語条例を必要と認めさせることが困難だった

→首都にふさわしい条例を検討してもらうため調査費計上要望、差別解消条例に理念を入れるなど交渉

**2021年**

**オリンピック開会式が  
契機になり急展開！**

**都議会で超党派の  
ワーキングチームが  
立ち上がる**

# 手話言語条例WTへの要望

- ①手話は言語であり音声言語（日本語）と同等の存在であるという理念を明示すること
- ②施策に結びつく条例であること。  
特に教育における施策が重要

# 手話は言語であるという証明

1960年 ウィリアム・ストーキー(言語学者)が「手話の構造」で手話は自然言語であると研究発表

→手話の言語学的研究が発展

→手話が言語である事が多数の研究発表、多数の文献で証明

# 言語は理論的思考を作る①

言語とは(人の)論理的思考を作る大事なもの

→教育面に大きな影響がある

金沢大学の武居渡教授他の論文

「聴児の音声言語獲得と聾児の手話言語獲得過程は類似」

(「ろう児の言語獲得について」より)

# 言語は理論的思考を作る②

九州大学大学院耳鼻咽喉科分野  
中川尚志教授

「手話言語の獲得が早いほど視覚と聴覚による言語獲得が進む」

(「ろう児の言語獲得について—医学的視点から」より)

※いずれも2021/11/9手話言語フォーラム講演

# 人工内耳にも手話は有効

神戸大学 河崎教授

「人工内耳、補聴器使用の子こそ手話  
が必要」

集団による言語形成でアイデンティティ  
を構築

# 言語獲得の遅れ・不備による影響

語彙力、文章力、学習力、判断力、情報リテラシー、精神保健等に影響

コロナ調査で半数の高齢ろう者が情報リテラシーに問題があることが判明

→支援が必要（相談支援事業、就労移行支援事業等）

# 教育以外の内容

以下の内容も入れて欲しい

○医療機関における手話通訳の保障

○災害時における手話による支援

○地域の意思疎通支援格差の是正

**2021年11月から2022年  
5月まで7回WT会議を経て  
(うち2回に東聴連も参加)**

**6月15日都議会本会議で  
東京都手話言語条例制定  
(9月1日施行)**

# 東京都手話言語条例の特徴①

一言で述べるなら「必要なことが全て盛り込まれた実効力のある条例」

前文では「手話は独自の文法を持つ一つの言語であって、豊かな人間性を涵養(かんよう=水が染みこむように自然に育む)し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産」

# 東京都手話言語条例の特徴②

## 前文

「言語としての手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を守ることができる環境づくりを推進」

手話言語法案にある五本柱を明記

# 東京都手話言語条例の特徴③

都民や都の職員が手話を学習する、  
**乳幼児からの相談支援**＝手話を獲得、  
通訳の養成、手話による働きやすい環  
境整備支援などが明記

第十条において当連盟が強く要望した  
**学校における支援が三項目にわたっ**  
**て細かく記されており、今後のろう教育**  
**の向上が期待**＝手話を(で)学ぶ

# 東京都手話言語条例の特徴④

医療サービスの環境整備、災害における措置＝手話を使う

手話に関する調査研究等の条文中で「大学等と連携して研究調査及びその成果普及支援」という一文もあるのでレベルの高い都立大学の支援も期待＝手話を守る

# 板橋区手話言語条例 の制定と その後の取り組み (参考)

# 板橋区の場合は①

板橋区手話言語条例(案)を**2015年に作成**

①石狩市の手話言語条例をベースに作成

**=シンプルで導入しやすい**

②区民、区内店舗や企業への啓発が中心

③**現在の制度の活用**=区の予算的負担はなるべくかからないよう配慮

明石市を参考に手話言語+情報コミュニケーションの**二重条例も検討したが断念**

# 板橋区の場合は②

- ・板橋区手話言語条例を議会陳情の予定が、手話言語法意見書陳情で見送り
- ・WLパンフ、手話でGo！、手話ブックレット配布運動
- ・45周年祝賀会で区長、議長、各党代表に根回し
- ・2017年10月の第64回都大会(板橋主管)までに目処をつけたいと思っていたが法人化優先で間に合わず



# 板橋区の場合は③

- ・2017年4月にようやく行政の理解が得られたので2018年2月に区議会へ陳情
- ・同年6月の健康福祉委員会前に議員と各党に根回し(手話言語法意見書交渉の経験と実績が生きる)
- ・健康福祉委員会で議員から積極的な意見  
⇒これを基に条例案をさらに良いものへ見直し
- ・2018年6月20日区議会本会議で陳情採択

# 板橋区の場合は④

- ・同年12月に概要パブコメ実施。方法(条文でなく概要でやる)なども区と意見を出し合って進める。
- ・臨時会報を発行し意見を呼びかけた結果、提出意見114名、524件(過去最多)
- ・健康福祉委員会でも議員から積極的な意見
- ・これを元に翌年3月に条文を区側から提案・修正

# 板橋区の手話言語条例

## ＜施策の推進方針の策定①＞

区は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定し、**必要な措置を講ずる**ものとする。

2 施策の推進方針は、区が別に定める障がい者に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

**具体的な施策を条例に入れるとそれに縛られるので  
基本的な内容だけ入れる  
ことに**

# 板橋区の手話言語条例⑧

## ＜施策の推進方針②＞

3 施策の推進方針においては、手話の普及啓発及び手話による支援者養成のほか、必要な事項について定めるものとする。

4 区は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する場合その他必要がある場合は、手話を必要とする者（**盲ろう者を含む。**）、手話通訳者その他関係者等に、広く意見を聴くよう努めるものとする。

# 板橋区手話言語条例制定 後の取り組みについて

# 令和2年9月 板橋区の手話の普及及び啓発に関する 施策の推進方針 策定

板橋区として、

区民への手話（言語）に対する理解の広がりと、

聴覚障害者の社会参画推進を図ること

を目的とした施策を進めることを目的としている。

## 施策の方針 具体的な内容

- (1) 手話（言語）の普及啓発及び手話による支援者養成に関する事業
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事業
- (3) 手話による意思疎通支援及び情報共有の拡充に関する事業
- (4) 手話を使用することができる職員・区民の育成及び手話による  
意思疎通等の理解啓発に関する事業
- (5) 触手話等を意思疎通手段とする盲ろう者の支援に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

## 区役所職員向け施策

- 1 職員向けニュース「手と手で語ろう」の発行
- 2 職場向け「手話出前講座」の実施
- 3 職員向け研修の実施

# 職員向けニュース「手と手で語ろう」 年4回発行

手話言語普及啓発ニュース

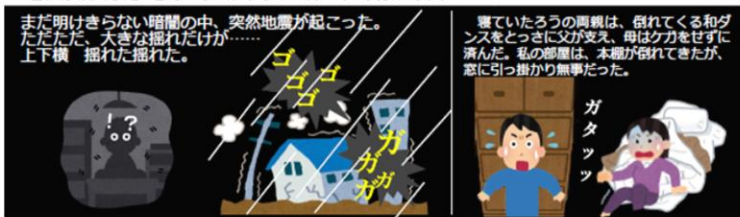
## 手と手で語ろう

令和5年 1月25日発行 第13号

板橋区手話言語条例に基づく、施策の推進方針により、手話言語普及啓発ニュースを発行し、職員皆さまへの手話普及啓発を進めています。

### 1995年1月17日 何の日か知っていますか？

早朝5時46分、マグニチュード7.3の「阪神・淡路大震災」が発生しました。関連死を含めた死者数6434人、住宅被害が約64万棟の大震災でした。これは被災したKさん一家（デフファミリー）のお話です。

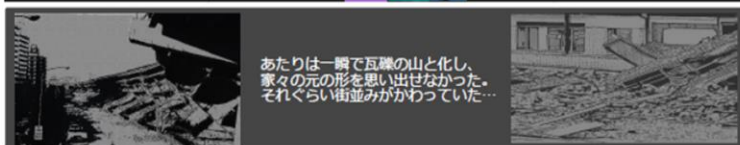


声かけができない。声をかけてもお互いに聞こえないから。お互いの無事がわからないことがとても不安だった。

暗闇の中を手探りで廊下に出た。両手を宙に動かしながらすすむと父母の手が当たった。

生きています…!

暗闇の中でお互い顔や体を触り、怪我がないのを確かめた。なにが起きたのがわからないまま外に出た。



隣に住む聴こえる叔母が、ラジオで聞いた話を私たちに教えてくれた。そこでようやく大きな地震が起き、たくさんの方が亡くなったこと、神戸がずっと燃えていることなどを知った。

「各々、行方不明の家族をさがすために、1週間後から、食料の配給を始めていきます。」

聞こえない私たちは、取り残されることが多かった。水や食料などの配給車が来る都度アナウンスがあるが、「アナウンスがあったら教えてください」の一言が言えない。近所には、亡くなった家族がいる家もあり、命だけは助かった我が家を「助けて」と、とても言えなかった。

ろう家族だけではなく術がない。情報を得る「耳」が欲しい。道端で流れるスピーカー、近所のざわめき、地震をいち早く伝えるラジオ。テレビでは見るに堪えない惨事を伝えているが、字幕も手話通訳もない。いま何が起きているか「情報」が知りたかった。テレビのわずかなテロップから断片的に情報を組み立て、理解するしかなかった。

注:当時はニュースに手話通訳、字幕がなかった。あっても少なくともテロップが流れたのみ。



ろう者の「孤独」、声なき声を聴いてほしい

いつでもろう仲間や理解のある聴者がいて、いつでも手話や筆談での情報がもたらされ、ろう者にとって安心のできる生活、というのは災害において非常に大切なこと。皆さんも是非周りにそんな方がいましたら、話しかけるなり、どうか「孤独」から救ってあげてください。

以上、Kさんの手記でした。

いかがでしたか？

現在は、避難所にコミュニケーション支援ボード(前号ニュースで紹介)を設置するなど、どなたでもコミュニケーションをしやすい工夫を重ねています。

1階で寝ていた聴こえない人が、2階の下敷きになり亡くなった事例もあります。救助や助ましの声が届かず、助けてとも言えないまま、亡くなりました。

手話通訳等の支援サービスは、震災直後すぐには機能しません。しかし、震災直後の「初動」対応が命の分かれ目になるのです。私たちにできることはないでしょうか？

## 区民向け施策

- 1 区民向けニュース「手と手で語ろう」の発行
- 2 コミュニケーション支援ボードの作成、配置
- 3 親子手話講座の開催
- 4 学校出前講座の開催
- 5 手話言語理解啓発のための動画の作成

# 区民向けニュース「手と手で語ろう」 区HPで公開中

## て て かた 手と手で語ろう

Vol 4  
障がいの考え方  
Aさんはリレーの選手にふさわしい?

僕の名前はA。足の速さは学年トップ！  
運動が大好きで、どこにでもいる小学3年生。  
ただ、補聴器をしていることだけを除いて…  
僕は耳が聞こえない。  
発音もうまくない。先生や友達の話もよく  
わからないことがあるんだ。  
でも今年新しいことにチャレンジ  
したいと思っているんだ！



今日は、運動会のクラス  
対抗リレーの選手決め。  
僕は初めて立候補した！



ザワザワ

あれ、なんだこの空気…  
クラスのみん中は反対してるのかな？

もやもや

リレーの選手は  
むずかしいんじゃないか…？



Bさん

スタートの合図が聞こえないから、  
陸上競技はハンデがあるよね。  
指示がちゃんと伝わらないから  
一緒に練習するのも大変だよなあ…

クラスにはAさんの力が  
必要だよ！！



Cさん

スタートは音のかわりに光や、色の  
付いたボードで合図すればいいよね。  
指示は手話や指文字とかで伝えるよう  
にしよう！身振りだって伝わるよ！

一緒に考えよう



この2人の考え方の違いは、何でしょうか？  
どうしたらみんなと一緒にAさんもリレーに参加できるのでしょうか？

## 障害者基本法が改正され、「障がい」の考え方が 医学モデルと社会モデル

「医学モデル」から「社会モデル」に変わりました。

医学モデル (Bさんサイド)  
障がいを病気や傷害 (治療すべきもの)  
などととらえ、その人個人の問題と見る  
考え方を「医学モデル」といいます。

聴力	聞こえる程度	レベル
0~10	会話が聞き取り難かったり、間違えることがある	聴覚
20~40	普通の話し声がやっと聞き取れる	程度難聴
50~60	大声で話せばなんとか聞き取れる	中度難聴
70~90	電車がホームに入る音が感じられる	高度難聴
100~120	飛行機の爆音が感じられる	ろう

Aさん

ぼくは、Bさんの意見（「医学モデル」）によると、  
なんにもできないままになっちゃうんだなあ…

医学的分類=聴覚の程度

## 社会モデル (Cさんサイド)

「障がい」を治療や克服の対象とせず、社会の様々な障壁 (バリア) によって生み出された  
ものとし、バリアを取り除くのは社会の責任とする考え方を「社会モデル」といいます。

物理的バリア  
スタート合図がピストル

制度バリア  
後援や選手は障害者だけ。

文化・情報バリア  
何をはなしてるんだろ…

心のバリア  
障がい者にはリレーの選手  
は祈らないと決めつける…

## さまざまなバリアを打破せよ

物理的バリアフリー  
色付きボードで、スタート合図  
が色でわかるように

制度バリアフリー  
リレー選手Aさん

文化・情報バリアフリー  
女子のアンカー  
ってだれ？  
手話・指文字  
を使ってみよう

心のバリアフリー  
得意なこと・苦手なこと  
尊重しあおう！  
「バチバチバチバチ」

Aさん

Cさんの意見（「社会モデル」）のように  
コミュニケーションや合図などの工夫で、  
ぼくはアンカーでリレーに参加できた！  
そしてクラス対抗リレーは1位になれたんだ！



# コミュニケーション支援ボード 各避難所へ配付

**ようけん なん**  
**ご用件は何ですか？**  
 How may I help you?  
 您有什么需求吗？

어떤 용건이 있습니까?

<p>おしえてください</p> <p>Please let me know.          请告诉我          가르쳐 주세요.</p>	<p>書いてください</p> <p>Please write it down.          请写下来          써 주세요.</p>	
<p>お水を飲みたい</p> <p>I want to drink water.          想喝水          물을 마시고 싶어요.</p>	<p>食べたい</p> <p>I want to eat.          想吃东西          먹고 싶어요.</p>	
<p>トイレにいきたい</p> <p>I want to go to the restroom.          想上厕所          화장실에 가고 싶어요.</p>	<p>電話をしてください</p> <p>Please call.          请打电话          전화를 해 주세요.</p>	
<p>相談したい</p> <p>I want to talk to you.          想咨询一下          상담하고 싶어요.</p>	<p>あつい</p> <p>I feel hot.          热          덥다.</p>	<p>さむい</p> <p>I feel cold.          冷          춥다.</p>

はい / YES    いいえ / NO    わかりません

**どうしましたか？**   **Are you okay?**  
 您怎么了？   무슨 일이십니까?

<p>くるしい</p> <p>Tightness / Squeezing          难受          고통스러워요.</p>	<p>いたい</p> <p>Pain / Hurt          疼痛          아파요.</p>	<p>熱がある</p> <p>Have high fever          发烧了          열이 있어요.</p>	<p>けが</p> <p>Injury          受伤          무상</p>
<p>かゆい</p> <p>Itching          痒          가려워요.</p>	<p>めまいがする</p> <p>Dizzy          头晕          현기증이 나요.</p>	<p>気持ちが悪くなる</p> <p>Feel sickness          恶心          속이 안 좋아요.</p>	<p>はいた</p> <p>Throw up / Vomiting          吐          토했어요.</p>
<p>からだのどこですか？</p> <p>Which part of your body?          身体的哪个部位？          몸의 어디입니까?</p>		<p>いつから？</p> <p>Since when?          从什么时候开始的？          언제부터예요?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>30分前から              30 minutes ago              半小时之前开始的              30분 전부터</li> <li>1時間前から              1 hour ago              1小时之前开始的              1시간 전부터</li> <li>それより前から              Long time ago              在那之前就开始              그것보다 전에</li> </ul>	

はい / YES    いいえ / NO    わかりません

**すこし**   **すごく**  
 Slight   Severe  
 A little (pain / pressing)   Very much (pain/pressing)

0   1   2   3

いたい   くるしい  
 I feel pain, 疼痛  
 아파요.   I feel something pressing, 疼痛  
 고통스러워요.

**なにが必要ですか？**   **What do you need?**  
 您需要什么吗？   뭐가 필요합니까?

<p>手当て</p> <p>Treatment          治疗          수당</p>	<p>くすり</p> <p>Medicine          药          약</p>
<p>休みたい</p> <p>Want to rest.          想休息一下          쉬고 싶어요.</p>	<p>その他</p> <p>Others          此外          그외</p>
<p>体に触れます</p> <p>I am going to touch your body.          想接触一下受伤部位          몸에 닿아요.</p>	<p>動かないでください</p> <p>Do not move / Stay still.          请不要动          움직이지 말아 주세요.</p>
<p>少し待ってください</p> <p>Please wait for a second.          请稍等一下          조금만 기다려 주세요.</p>	<p>病院にいきます</p> <p>We'll take you to the hospital.          去醫院          병원에 갑니다.</p>

はい / YES    いいえ / NO    わかりません

6 ページ

## 動画の作成

- 1 きこえないってどんなこと？
- 2 手話で板橋を知ろう
- 3 手話にチャレンジ
- 4 いたばし村のももたろう

令和5年度約60万円で板聴協が受託

# 手話動画

手話言語



ページ



▶ [手話で板橋を知ろう \(外部リンク\)](#)



▶ [きこえないってどんなこと? \(外部リンク\)](#)



▶ [手話にチャレンジしてみよう \(外部リンク\)](#)



▶ [いたばしむらのももたろう \(外部リンク\)](#)

## その他の効果

- 1 設置通訳が増員、本庁で月金3名、火～木2名
- 2 毎年区と共催で「いたばし手話言語フォーラム」の開催⇒今年も8月30日に開催予定
- 3 学校出前講座の開催数増加5校⇒10校⇒15校  
⇒講師をどう増やすかが課題
- 4 都のブックレットを一部流用して独自のテキストにもなるブックレットを作成（令和6年度予算）

# オリジナルのブックレット

## ててはな 手と手で話そう



板橋区  
ITABASHI

### 聞こえない人にあったことがある？

ひだり ひと  
左の人は  
みみ き  
耳が聞こえません。  
み  
見ただけでは  
わからないね。



### 聞こえない人のこと

#### ？ どうして聞こえないの？

どうして聞こえないのかは、ひとそれぞれちがうよ。



生まれつき聞こえない人



びょうりょう じこ  
病気や事故などで  
聞こえなくなった人

聞こえかたもちがうよ。  
たか おと ひく おと  
高い音、低い音、  
聞きやすい音は  
ひとそれぞれちがうんだ。



ことばには気持ちや考えていることを伝える力があるよ。  
しりぞ ちから  
手話にもその力があるんだ。

### やってみよう！ジェスチャーゲーム



しっかり伝えられたかな？  
みぶり (ジェスチャー) では細かく伝えることが  
むずかしいけど、手話だとしっかり伝えられるよ。

## 手話の仕組み

たとえば「車」という手話をやってみよう。

「車」を使ったことば

- ・ 運転する
- ・ バックする
- ・ 速く走る
- ・ こむ（じゅうたい）



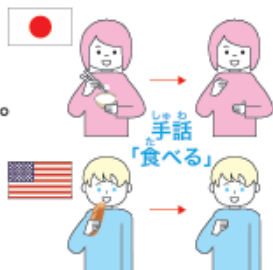
手話は手の形、場所、動き、大きさ、表じょうなどを  
使っていろいろなことを表せるんだよ。

## 手話クイズ

Q. 手話は世界共通か。

A. ×  
それぞれの国に手話があるよ。  
くらしがちがうと手話も変わってくるよ。

たとえば、「食べる」という手話  
日本ではおはしでごはんを食べる動き  
アメリカでは手でパンを食べる動き



## コミュニケーションはあいさつから



「こんにちは」  
の昼は時計の  
12時を表して  
いるよ。



**手話言語条例は**

**作ってからが大事**